

○感染症罹患時の登校停止ならびに再登校可能のめやす○

■登校停止が必要な感染症と登校停止の基準

分類	病名	登校停止期間のめやす
第一種	急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア等	治癒するまで
第二種	インフルエンザ*	発熱して5日を経過し、かつ解熱後2日間
	百日咳*	特有な咳が消える、または5日間の抗菌薬による治療終了まで
	麻疹*	発疹に伴う発熱が解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎*	耳下腺、顎下腺の腫れが出た後5日を経過し、かつ全身状態が良好になったと医師が判断するまで
	風しん*	発疹が消失するまで
	水痘*	すべての発疹が痂皮化する(かさぶたになる)まで
	咽頭結膜熱*	発熱、咽頭痛、結膜炎などの主要症状が消退した後、2日を経過するまで
	*の病気については、病状により医師が感染の恐れがないと認めたときはこの限りではない	
第三種	結核	医師により感染の恐れがないと認められるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス 等	医師により感染の恐れがないと認められるまで
	腸管出血性大腸菌感染症	医師により感染の恐れがないと認められるまで
	流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	眼症状が改善し、医師により感染の恐れがないと認められるまで

■条件によっては登校停止の措置が必要と考えられる感染症

*診察医が登校しても良いと判断したという証明のために、登校届を出すようにしてください。

分類	病名	再登校のめやす	留意事項
第三種 その他	溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始後24時間を経て、全身状態が良好となったとき	一般的には、5～10日間程度の抗菌薬の内服が推奨される
	手足口病、ヘルパンギーナ	解熱し、全身状態が安定していれば、登校停止の意義は少ないので登校可能である	一般的な予防法の励行 糞便中へのウイルス排泄が数週間あるので、特に排便後の手洗いを励行
	伝染性紅斑	発疹期には感染力がほとんど消失しているので、発疹のみで全身状態が良好なら登校は可能	急性期の症状が一旦消失しても再発することがある
	マイコプラズマ感染症	感染力の強い急性期が過ぎて、症状が改善して全身状態が良好なら登校は可能	
	流行性嘔吐下痢症 (感染性胃腸炎)	症状のある間が主なウイルス排泄期間なので、下痢・嘔吐から回復し、全身状態が良好なら登校は可能	手洗いを励行
	サルモネラ感染症、カンピロバクター感染症	下痢が治まり、全身状態が良好なら登校は可能	手洗いを励行
	急性細気管支炎、(RSウイルス感染症)	呼吸器症状が消失し、全身状態が良好なら登校は可能	手洗いを励行
	EBウイルス感染症、サイトメガロウイルス感染症	解熱し全身状態が良好であれば登校は可能	
	単純ヘルペス感染症	口内炎や歯肉炎のみの場合は、普通に食事がとれれば登校は可能	
	帯状疱疹	すべての発疹が痂皮化すれば(かさぶたになれば)登校は可能	水痘に準ずる
突発性発しん	解熱して全身状態が良好なら登校は可能		